

## 災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この事業は、災害時に発生する多様なニーズに迅速に対応するため、平常時からさまざまな分野の特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体（以下「NPO」という。）と協定を締結し、組織がもつ専門性やノウハウを生かした被災地・被災者支援を行うことにより、災害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

### (対象となる団体)

第3条 この事業の対象となる団体は、災害時に支援活動を行うNPOとし、次の各号をすべて満たすものであること。

- 一 三重県内に活動拠点があること。
- 二 過去の災害において被災地・被災者支援の活動実績がある、又は平常時からその分野において顕著な実績があるなど、支援のノウハウを有していること。
- 三 三重県又は県内市町等が実施する総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、平常時から災害時に備えた人材育成と関係づくりに取り組んでいること。
- 四 ホームページ等の広報媒体を有し、情報発信が随時実施できること。
- 五 迅速かつ継続的に活動することができる体制があること。
- 六 設立後1年を経過し、1事業年度以上活動を行っている団体であること。
- 七 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
- 八 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 九 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 十 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当しないこと。

(対象となる活動)

第4条 この事業の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 一 県内で災害が発生した場合に実施する被災地、被災者にとって効果的な支援活動であること。
  - 二 専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動であること。
  - 三 被災地の災害対策本部やボランティアセンター、同じ分野で活動するNPO等と連携しながら行う活動であること。
  - 四 県内外にネットワークを有しており、災害時には、そのネットワークを活用して広域的に行うことができる支援活動であること。
  - 五 県全域又は複数の圏域において、活動することができること。
  - 六 発災後、概ね2か月間に行う活動であること。
  - 七 社会情勢及び被災地の状況に応じた衛生管理（感染症への対策等）が講じられた活動であること。
- 2 前項第六号の期間については、被災地、被災者の状況により延長することができるものとする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。
    - 一 営利を目的とした活動
    - 二 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

(対象となる経費)

第5条 この事業で対象となる経費については、活動の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 被災者・被災地支援に要する経費
  - 二 被災状況等の調査に要する経費
  - 三 その他活動に必要な経費で知事が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、対象外とする。
    - 一 他の公的機関や民間の団体等から重複して助成を受ける経費
    - 二 団体の経常的な人件費や運営費
    - 三 個人の所有となる物品や個人の食糧費等
  - 3 第1項の経費については、120万円を上限とする。

(実施申出)

第6条 第4条第1項に定める活動を行おうとする者は、災害時緊急支援活動実施申出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 一 団体概要書
- 二 活動計画書
- 三 県関係課意見書
- 四 収支予算書
- 五 団体の定款又は規約
- 六 役員等一覧表
- 七 直近1か年の事業報告書及び活動決算書、事業計画書及び活動予算書又はこれに準ずる資料
- 八 その他参考となる資料

(選定)

- 第7条 知事は、前条の申出があったときは、別に定める選定要領に基づき、協定団体候補者を選定するものとする。
- 2 前項の選定にあたっては、地域や分野を考慮して選定することができるものとする。
  - 3 前2項の選定にあたっては、要綱第5条の規定に基づいて設置される「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の委員の意見を求めるものとする。

(協定)

- 第8条 知事は、前条により選定された協定団体候補者と次に掲げる事項について協議するものとする。
- 一 災害時に実施する活動について
  - 二 支援活動の要請手続きについて
  - 三 費用の負担について
  - 四 平常時からの協力体制について
  - 五 協定の解消について
  - 六 その他諸条件について
- 2 前項の協議が整ったときは、前条により選定された候補者（以下「協定団体」という。）と災害時緊急支援にかかる協定を締結するものとする。
  - 3 前項の協定の締結にあたっては、協定書を作成し、第1項各号に掲げる項目に関する細目について規定するものとする。

(協力の要請)

- 第9条 知事は、災害時において必要と認めた場合は、前条の協定に基づき、協定団体に支援活動の実施を書面により要請するものとする。

- 2 前項の要請については、緊急を要する場合は、電話、口頭等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。
- 3 知事は、前2項の要請を行ったときは、第8条の協定に基づき、費用の全部又は一部を概算払により支払うものとする。

(事業の変更)

- 第10条 知事及び協定団体は、第8条第3項で締結した協定書に定める同条第1項第1号の事項を変更する必要があるときは、書面で協議しなければならない。
- 2 前項の協議は、緊急を要する場合は、電話、口頭等で協議し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(状況報告)

- 第11条 協定団体は、知事の求めがあったときは、事業の遂行状況について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 協定団体は、第9条により要請された活動が終了したときは、その日から起算して30日以内又は事業を実施した会計年度の3月25日のいずれか早い期日までに、災害時緊急支援活動実績報告書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 活動報告書
- 二 収支報告書
- 三 活動日報
- 四 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- 五 その他知事が必要とする資料

- 2 協定団体は、事業費が確定したときは、速やかに概算払精算書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、概算払精算書の内容を審査し、事業費を精算する。なお、精算残金があるときは、協定団体は知事が定める期日までにその残額を返還するものとする。

(要請の取消)

- 第13条 知事は、協定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による支援活動の要請の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 支援活動の実施について不正又は不誠実な行為をしたと知事が認めたと

き。

二 活動経費を第9条で要請した支援活動以外の用途に使用した場合。

三 前2号に掲げる場合のほか、本要領、協定書等に違反し、事業の目的を達することができないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により要請を取り消すときは、その旨を書面により通知するものとする。

#### (返還)

第14条 知事は、前条の規定により支援活動の要請を取り消した場合において、既に活動経費が支払われている場合は、当該経費の全部又は一部について期限を定めて、協定団体に返還させるものとする。

#### (財産の管理)

第15条 協定団体は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）のうち価格が10万円を超えるものについては、知事の承認を受けずに、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に規定する耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

#### (書類の保管)

第16条 協定団体は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

#### (情報公開)

第17条 協定団体は、事業の成果について、当該団体のホームページ等の広報媒体により、広く県民に情報を公開するものとする。

2 協定団体は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力を行わなければならない。

#### (事業報告)

第18条 協定団体は、毎事業年度の終了後、3か月以内に事業報告書及び翌年度の事業計画書を知事へ提出するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年1月15日から施行する。

附則

この要領は、平成29年8月7日から施行する。

附則

この要領は、平成30年8月24日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月28日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月21日から施行する。

附則

この要領は、令和7年7月4日から施行する。

別紙

対象経費に関する基準

対象経費は、その費用の項目別に下記のとおりとする。

項目	対象となる経費	対象とならない経費
報酬、賃金	被災地で支援活動にかかわるスタッフ及び団体本部で事業の運営に関わる必要不可欠なスタッフの人件費 ※団体の給与基準に基づく額とする。	団体の経常的な運営にかかるスタッフの人件費
共済費	同上にかかる法定福利費	同上にかかる法定福利費
報償費	外部の専門家や通訳、ボランティアコーディネータ等への謝金 ※原則一人あたり1日1万円を上限とする。上限額を上回る場合は、根拠資料要。	
旅費	支援活動に必要な交通費、ガソリン代（被災地までの交通費等含む）、宿泊費（食費除く） ※被災地までの交通費は一人あたり1日3,400円で積算してください。 ※ガソリン代は1km23円で積算してください。	
需用費	支援活動に必要な物品、資材、消耗品の購入費等、印刷製本費	団体の経常的な運営にかかる消耗品で、支援活動に要したものと判断が困難なもの 個人所有となる被服費等
通信運搬費	支援活動に必要な通信費、資材等の輸送費、事業経費の振込手数料等	個人名義の携帯電話等に関する通信費、支援活動に要したものと判断が困難なもの
使用料、賃借料	支援活動に必要な機器リース料、レンタカー使用料、会場使用料、コピー使用料等	
備品購入費 (購入金額5万円以上の備品)	支援活動に必要な不可欠な機材等の購入 ※知事の事前承認を要します。原則、必要な機材等は、平常時に団体の負担により整備するものとします。	
その他	その他、支援活動にかかるもので、知事が認めたもの ※実施期間終了後の支払いにかかる経費については、実施期間中に要したものと認められるものは対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の運営及び維持のために要する経常経費</li> <li>・事業の実施に直接必要とは認められない団体の活動経費</li> <li>・知事の要請前の依頼・支出にかかる経費</li> <li>・ボランティア保険料</li> </ul>